

④ 国民健康保険税の納め忘れはありませんか

令和元年度国民健康保険税は第4期まで納期が経過しています。まだ納付をされていない方は、早めの納付をお願いします。

【令和元年度の納期】

令和元年度より、課税方法の変更に伴い、納期が変更となっておりますのでご注意ください。

期別	納期限
1期	7月31日
2期	9月2日
3期	9月30日
4期	10月31日
5期	12月2日
6期	12月25日
7期	1月31日
8期	3月2日

なお、令和元年度第5期以降の納付書をお持ちの方は、納期をご確認のうえ、期限内の納付をお願いします。国保税の納付は、口座振替を利用すると納め忘れがなく大変便利です。

納期限を過ぎたものは、コンビニエンスストアでの納付はできません。金融機関または市役所、各支所の窓口で納付してください。

問 保険年金課（内線139）

⑤ 廃棄物の不法投棄は法律により禁止されています

ごみの不法投棄は、深刻な環境汚染につながる重大な犯罪行為として、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により禁止されていて、違反した場合は5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金またはその両方（法人は3億円以下の罰金）となります。

市では職員による監視のほか、不法投棄ボランティア監視員によるパトロールや市民団体による不法投棄廃棄物回収活動などご協力をいただいておりますが、不法投棄は後を絶ちません。不法投棄をなくすには、ごみの処理についてモラルを持ち、ルールを守ることが必要です。

一人ひとりの心がけで身近な場所の美化に努め、笠間市をきれいに保てるよう、ご協力をお願いします。

問 環境保全課（内線127）

⑥ 年末のごみの持ち込みは大変混み合います

12月に個人でごみを直接ごみ処理施設へ持ち込める日は、次のとおりです。年末の個人でのごみの持ち込みは例年大変混み合いますので、計画的に行ってください。また、ごみ集積所に出せるごみは地域のごみ集積所をご利用ください。

なお、持ち込みの際に、荷台のごみが不安定な状態で車を運転することは、地域の皆さんの迷惑となるばかりでなく、事故を誘発する可能性もあり、大変危険です。ごみを荷台に積む際はシートを被せたりロープで固定するなど、落下防止対策をしていただくようお願いします。

	友部・岩間地区	笠間地区
受入日時	月～金曜日 年末の最終受け付は12月27日(金)まで	12月7日(土)、14日(土)、21日(土)、 28日(土)
	午前9時～正午 午後1時～5時	午前9時～11時30分 午後1時～4時30分
持ち込み先	笠間・水戸環境組合環境センター (笠間市長兎路仁古田入会地1-62)	エコフロンティアかさま (笠間市福田165-1)

※いずれの地区にお住まいの方も、地区外のごみ処理施設へごみを持ち込むことはできません。

問 環境保全課（内線127）